西北九州市公報

発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

人

	◇条の例	ページ
0	地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関す る条例の一部を改正する条例【総務局人事部人事課】	1 1
0	北九州市土地開発基金条例の一部を改正する条例【財政局財務部財政 課】	1 2
0	北九州市手数料条例の一部を改正する条例【財政局財務部財政課】	
0	北九州市印鑑条例の一部を改正する条例【市民文化スポーツ局市民総 務部戸籍住民課】	1 3
0	北九州市芸術文化施設条例の一部を改正する条例【市民文化スポーツ局文化部文化企画課】	1 9
0	北九州市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例【保健福祉局地域福祉部地域福祉推進課】	2 0
0	北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例【保健福祉局健康医療部保険年金課】	3 4
0	北九州市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準等に関す る条例の一部を改正する条例【保健福祉局保健衛生部保健衛生課】	3 5
0	北九州市旅館業法施行条例の一部を改正する条例【保健福祉局保健衛 生部保健衛生課】	3 6
0	北九州市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例【保 健福祉局保健衛生部保健衛生課】	3 7
0	北九州市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例【保健福祉局保健 衛生部保健衛生課】	3 8
0	北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例【子ども家庭局子育て支援部子育て支援課】	3 9
0	北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例 の一部を改正する条例【子ども家庭局子育て支援部子育て支援課】	4 1
0	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一 部を改正する条例【建設局公園緑地部公園管理課】	4 2
0	北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部 を改正する条例【建築都市局計画部都市計画課】	4 A

0	北九州広域都市計画事業折尾土地区画整理事業施行規程の一部を改正 する条例【建築都市局折尾総合整備事務所区画整理事業課】	4 7
0	北九州市港湾施設管理条例の一部を改正する条例【港湾空港局港営部 港営課】	4 8
0		
	【教育委員会総務部企画調整課】	4 9
	◇規則	
0	北九州市港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則【港湾空港 局港営部港営課】	5 1
0	地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係規則の整備に関す る規則【総務局人事部人事課】	5 2
0	北九州市芸術文化施設条例施行規則の一部を改正する規則【市民文化 スポーツ局文化部文化企画課】	6 0
0	北九州市事務分掌規則及び北九州市事業所事務分掌規則の一部を改正 する規則【総務局人事部人事課】	6 1

本号で公布された条例等のあらまし

◇地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例 の一部を改正する条例

会計年度任用職員等の休憩時間を職務の性質により必要があるとき等に一斉に与えないことができることとするため、関係規定を改めることにしました。 この条例は、令和2年3月31日から施行することにしました。

◇北九州市土地開発基金条例の一部を改正する条例

市長が必要があると認めるときに予算の定めるところにより基金の一部を処分することができることにしました。

この条例は、令和2年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市手数料条例の一部を改正する条例

- 1 毒物及び劇物取締法の一部改正に伴い、規定の整備を行うことにしました。
- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正等に伴い、建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査に係る手数料を新設する等のため、関係規定を改めることにしました。
- 3 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、圧縮水素自動車燃料装置用容器の容器検査等に係る手数料を新設するため、関係規定を 改めることにしました。

この条例は、1及び3については令和2年4月1日から、2については同年 3月31日から施行することにしました。

◇北九州市印鑑条例の一部を改正する条例

- 1 成年被後見人の権利の制限に係る措置を適正化するため、印鑑の登録を受けることができる者の欠格事由に係る規定を改めることにしました。
- 2 令和2年5月1日から令和5年3月31日までの間、コンビニエンススト ア等に設置されている通信端末機器による印鑑登録証明書の交付に係る手 数料を、1通につき300円から200円に引き下げることにしました。 この条例は、1については令和2年3月31日から、2については同年5月 1日から施行することにしました。

◇北九州市芸術文化施設条例の一部を改正する条例

北九州市立響ホールに映写機を新設することに伴い、次のとおり使用料の上 限額を定めることにしました。

映写機 1時間又はその端数ごとに1,950円以下の範囲内で規則で定める額

この条例は、令和2年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例

社会福祉法の一部改正等に伴い、無料低額宿泊所の設備及び運営の基準を定めることにしました。

この条例は、令和2年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例

- 1 保険料の基礎賦課限度額を、61万円から63万円に改めることにしました。
- 2 保険料の介護納付金賦課限度額を、16万円から17万円に改めることに しました。
- 3 保険料の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を5割減額する所得基準について、被保険者数等に乗ずる金額を、28万円から28万5,000円に 改めることにしました。
- 4 保険料の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を2割減額する所得基準について、被保険者数等に乗ずる金額を、51万円から52万円に改めることにしました。
 - この条例は、令和2年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準等に関する条例 の一部を改正する条例

食品衛生法の一部改正等に伴い、関係規定を改めることにしました。主な改正内容は、次のとおりです。

- 1 条例の題名を北九州市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準等に 関する条例に改めることにしました。
- 2 食品関係の営業者が公衆衛生上講ずべき措置の基準を廃止することにしま した。

この条例は、令和2年6月1日から施行することにしました。

◇北九州市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

- 1 旅館業の施設の構造設備の基準及び宿泊者の衛生に必要な措置の基準のうち浴室に関するものの一部について、設備の形態その他の理由によりその基準により難い場合であって、市長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、その基準によらないことができることにしました。
- 2 旅館業の施設について営業者が講ずべき宿泊者の衛生に必要な措置の基準 のうち入浴施設に関するものについて、浴槽水の消毒に関する基準等を変更 することにしました。

この条例は、令和2年5月1日から施行することにしました。

◇北九州市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、動物愛護管理員が行う事務を追加する等のため、関係規定を改めることにしました。

この条例は、令和2年6月1日から施行することにしました。

◇北九州市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

- 1 普通公衆浴場の構造設備に係る措置の基準うち浴槽水の消毒に関する基準等を変更することにしました。
- 2 普通公衆浴場以外の公衆浴場の措置の基準のうち脱衣室及び浴室の構造に 関する基準等について、設備の形態その他の理由によりその基準により難い 場合であって、市長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、その基準によ らないことができることにしました。

この条例は、令和2年5月1日から施行することにしました。

◇北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 1 北九州市立山王児童館及び北九州市立槻田児童館を廃止することにしました。
- 2 北九州市立天籟寺保育所及び北九州市立西戸畑児童館を廃止することにしました。

この条例は、1については令和2年3月31日から、2については令和2年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部 を改正する条例

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格に係る基準を変更し、放課後児童支援員とすることができる者に、一定の要件を満たす者であって指定都市の長が行う研修を修了したものを加えることにしました。

この条例は、令和2年3月31日から施行することにしました。

◇北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改 正する条例

- 1 旧安川邸について、指定管理者の指定の手続の特例を定めることにしました。
- 2 旧安川邸の利用料金の上限額を次のとおり定めることにしました。

入	区分		一般	小学校の児童及
場				び中学校の生徒
料	個人	1人1回	260円	1 3 0 円
	団体(25人以上)		200円	100円

この条例は、規則で定める日から施行することにしました。

◇北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正 する条例

- 1 堀越地区地区整備計画区域を条例を適用する区域に追加することにしました。
- 2 地区計画の変更に伴い、湯川地区地区整備計画区域に関する規定を改めることにしました。
 - この条例は、令和2年3月31日から施行することにしました。

◇北九州広域都市計画事業折尾土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

1 北九州広域都市計画事業折尾土地区画整理事業の事務所を次のとおり移転することにしました。

改正前	改正後
北九州市八幡西区北鷹見町13番	北九州市八幡西区大浦二丁目13
10号	番7号

- 2 土地区画整理法施行令の一部改正に伴い、清算金を分割徴収する場合において当該清算金に付すべき利子の利率を変更することにしました。
- この条例は、1については規則で定める日から、2については令和2年4月 1日から施行することにしました。

◇北九州市港湾施設管理条例の一部を改正する条例

特定埠頭を使用する場合の許可の特例を廃止する等のため、関係規定を改めることにしました。

この条例は、令和2年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

専修学校を次のとおり新設することにしました。

名称及び位置並びに使用料及び手数料は、次のとおりです。

1 名称及び位置

名称	北九州市立高等理容美容学校
位置	北九州市八幡東区西本町二丁日2番1号

2 使用料及び手数料

入学料		2,	000円
授業料	月額	4,	800円
入学選考料		1,	500円
実習費		実	費相当額

この条例は、令和2年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市港湾施設管理条例の一部改正に伴い、関係規定を改めることにしました。

この規則は、令和2年4月1日から施行することにしました。

◇地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の勤務条件を定め、臨時的任用職員の勤務条件を改める等のため、次に掲げる関係規則を整備することにしました。

- (1) 北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則
- (2) 北九州市職員の職名等に関する規則
- (3) 北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則
- (4) 北九州市職員衛生管理規則
- (5) 北九州市職員表彰規則
- (6) 北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則
- (7) 北九州市職員厚生会規則
- (8) 北九州市職員被服貸与規則
- (9) 北九州市職員見舞金支給規則
- この規則は、令和2年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市芸術文化施設条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市芸術文化施設条例の一部改正等に伴い、次のとおり北九州市立響ホールの使用料を定める規定を追加することにしました。

区分		使用料の額
映写機	特殊プロジェ	1台につき1時間又はその端数ごとに1,50
	クター	0 円
舞台器具	映写幕	1枚につき1時間又はその端数ごとに220円
	演台	1式につき1時間又はその端数ごとに70円

この規則は、令和2年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市事務分掌規則及び北九州市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則則

令和2年度の組織改正に伴い、関係規定を改めることにしました。 主な内容は、次のとおりです。

- 1 世界の環境首都として、アジア規模での超低炭素社会の実現や環境産業の 育成、国際ビジネスの展開をより一層推進していくため、これらに係る事業 を機動的に行えるよう、環境国際部を新設することにしました。
- 2 全国的に増加している児童虐待に対応するため、措置児童の支援を担当する家庭復帰支援係を新設する等、子ども総合センターの体制強化を行うことにしました。

この規則は、令和2年4月1日から施行することにしました。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例 の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第4号

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に 関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例 (令和元年北九州市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第11条の改 正規定を次のように改める。

第11条の見出しを「(会計年度任用職員等)」に改め、同条中「非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)及び臨時的任用職員」を「法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び法第22条の3第1項その他の法令の規定により臨時的に任用された職員(次項において「会計年度任用職員等」という。)」に改め、「前条まで」の次に「(第3条第2項を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 会計年度任用職員等に第3条第2項の規定を適用する場合において、同項中「前項の」とあるのは「任命権者が別に定める」と、「人事委員会規則で定める」とあるのは「任命権者が定める」とする。

第18条中北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第15条の改正規定を次のように改める。

第15条を次のように改める。

(会計年度任用職員)

- 第15条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(次項において「会計年度任用職員」という。)の勤務時間、休日、休暇等 については、第2条から前条まで(第3条第2項を除く。)の規定にかか わらず、人事委員会の承認を得て、教育委員会が別に定める。
- 2 会計年度任用職員に第3条第2項の規定を適用する場合において、同項中「前項の」とあるのは「教育委員会が別に定める」と、「人事委員会規則で定める」とあるのは「教育委員会が定める」とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市土地開発基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和2年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第5号

北九州市土地開発基金条例の一部を改正する条例

北九州市土地開発基金条例(昭和44年北九州市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「基金」を「、基金」に、「積立てをする」を「積み立て、 又はその一部を処分する」に改め、同条第3項中「積立て」の次に「又は処分」を加え、「増加する」を「増加し、又は処分額相当額減少する」に改める。 付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

北九州市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和2年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第6号

北九州市手数料条例の一部を改正する条例

北九州市手数料条例(平成12年北九州市条例第10号)の一部を次のよう に改正する。

別表第35号中「第4条第4項」を「第4条第3項」に改め、同表第120 号の6中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第31条第1項」を 「第36条第1項」に、

1件につき64,000円(建
築物エネルギー消費性能向上計
画の変更の認定の申請に対する
審査の場合にあっては、1件に
つき32,000円)
1件につき101,000円(
建築物エネルギー消費性能向上
計画の変更の認定の申請に対す
る審査の場合にあっては、1件
につき50,500円)
1件につき161,000円(
建築物エネルギー消費性能向上
計画の変更の認定の申請に対す
る審査の場合にあっては、1件
につき80, 500円)
1件につき213,000円(
建築物エネルギー消費性能向上
計画の変更の認定の申請に対す
る審査の場合にあっては、1件
につき106,500円)

を

分の床面積及び共用部分

評価の対象となる住戸部 1 件につき64,000円(建 築物エネルギー消費性能向上計 の面積の合計面積(以下|画の変更の認定の申請に対する

1	
この号及び次号において	審査の場合にあっては、1件に
「評価面積」という。)	つき32,000円)
が300平方メートル未	
満のもの	
評価面積が300平方メ	1件につき101,000円(
ートル以上2,000平	建築物エネルギー消費性能向上
方メートル未満のもの	計画の変更の認定の申請に対す
	る審査の場合にあっては、1件
	につき50,500円)
評価面積が2,000平	1件につき161,000円(
方メートル以上5,00	建築物エネルギー消費性能向上
0平方メートル未満のも	計画の変更の認定の申請に対す
0	る審査の場合にあっては、1件
	につき80,500円)
評価面積が5,000平	1件につき213,000円(
方メートル以上のもの	建築物エネルギー消費性能向上
	計画の変更の認定の申請に対す
	る審査の場合にあっては、1件
	につき106,500円)

に、

「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に改め、同表第120号の7中「第36条第1項」を「第41条第1項」に、

Γ.			
•	性能基準によ	床面積が200	1 件につき 3 2
	る評価を行う	平方メートル未	,000円
	場合	満のもの	
		床面積が200	1件につき36
		平方メートル以	,000円
		上のもの	

を

Γ.			
'	モデル住宅法	床面積が200	1件につき15
	による評価を	平方メートル未	,000円
	行う場合	満のもの	
		床面積が200	1件につき16

	平方メートル以	, 000円	
	上のもの		
標準計算法に	床面積が200	1 件につき 3 2	
よる評価を行	平方メートル未	,000円	
う場合	満のもの		
	床面積が200	1件につき36	
	平方メートル以	,000円	
	上のもの		

に、

性能基準によ	性能基準による	1件につき64
る評価を行う	評価の対象とな	,000円
場合	る住戸部分の床	
	面積及び共用部	
	分の面積の合計	
	面積(以下この	
	号において「性	
	能基準評価面積	
	」という。) が	
	300平方メー	
	トル未満のもの	
	性能基準評価面	1件につき10
	積が300平方	1,000円
	メートル以上2	
	, 000平方メ	
	ートル未満のも	
	0	
	性能基準評価面	1件につき16
	積が2,000	1,000円
	平方メートル以	
	上5,000平	
	方メートル未満	
	のもの	
	性能基準評価面	1 件につき 2 1
	積が5,000	3,000円

を

平方メートル以 上のもの

フロア入力法 | 評価面積が30 | 1件につき25 による評価を 0平方メートル , 000円 行う場合 未満のもの 評価面積が30 1 件につき40 0平方メートル , 000円 以上2,000 平方メートル未 満のもの 評価面積が2, 1 件につき 6 3 000平方メー | ,000円 トル以上5,0 00平方メート ル未満のもの 評価面積が5, 1 件につき 8 1 000平方メー , 000円 トル以上のもの 標準計算法に | 評価面積が30 | 1件につき64 よる評価を行 0平方メートル 1,000円 う場合 未満のもの 1件につき10 評価面積が30 1,000円 0平方メートル 以上2,000 平方メートル未 満のもの 1件につき16 評価面積が2, 000平方メー 1,000円 トル以上5,0 00平方メート ル未満のもの 1 件につき 2 1 評価面積が5,

に、

000平方メー 3,000円トル以上のもの

「仕様基準による評価の対象となる住戸部分の床面積及び共用部分の面積の合計面積(以下この号において「仕様基準評価面積」という。)」を「評価面積」に、「仕様基準評価面積が」を「評価面積が」に改め、「ウ 共同住宅等のうち住戸部分の一部について性能基準による評価を行い、その他の住戸部分については仕様基準による評価を行う場合にあっては、共用部分の面積は、性能基準評価面積に含めるものとして技術的審査手数料を算定する。」を削り、「エ ウの場合における技術的審査手数料の額は、当該共同住宅等の全てを性能基準によりエネルギー消費性能の評価をした場合の技術的審査手数料の額を超えないものとする。」を「ウ 共同住宅等のうち住戸部分の一部については世様基準による評価を行い、その他の住戸部分については仕様基準による評価を行い、その他の住戸部分については仕様基準による評価を行う場合における技術的審査手数料の額は、当該共同住宅等の全てを標準計算法による評価を行い、その他の住戸部分については世様基準による評価を行う場合における技術的審査手数料の額は、当該共同住宅等の全てを標準計算法によりエネルギー消費性能の評価をした場合の技術的審査手数料の額を超えないものとする。」に、「オ」を「エ」に改め、同表第140号の20中「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第35号及び第140号の20の改正規定は令和2年4月1日から、別表第120号の6の改正規定(「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に改める部分に限る。)及び同表第120号の7の改正規定(「第36条第1項」を「第41条第1項」に改める部分に限る。)は規則で定める日から施行する。

北九州市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第7号

北九州市印鑑条例の一部を改正する条例

北九州市印鑑条例(昭和38年北九州市条例第60号)の一部を次のように 改正する。

第2条第2項中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者(15歳未満の者を除く。)」に改める。

付則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

付則第2項に見出しとして「(経過措置)」を付し、付則に次の1項を加える。

(通信端末機器による印鑑登録証明書の交付に係る手数料の特例)

3 令和2年5月1日から令和5年3月31日までの間、第14条の2第2項 の規定により印鑑登録証明書の交付を受ける者に係る手数料の額については 、第15条第2項中「300円」とあるのは、「200円」とする。

付 則

この条例中第2条第2項の改正規定並びに付則第1項及び第2項に見出しを付する改正規定は公布の日から、付則に1項を加える改正規定は令和2年5月1日から施行する。

北九州市芸術文化施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和2年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第8号

北九州市芸術文化施設条例の一部を改正する条例

北九州市芸術文化施設条例(平成15年北九州市条例第55号)の一部を次のように改正する。

別表第2の音楽堂の器具使用料の項中

Γ	音響器具	1時間又はその端数ごとに780円以下 の範囲内で規則で定める額	を
Г			
ı	音響器具	1時間又はその端数ごとに780円以下 の範囲内で規則で定める額	17
	映写機	1時間又はその端数ごとに1,950円以下の範囲内で規則で定める額	(2

改める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

北九州市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第9号

北九州市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例

目次

第1章 総則(第1条一第3条)

第2章 基本方針(第4条)

第3章 設備及び運営に関する基準(第5条一第33条)

付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第68条の5第1項の規定に基づき、法第2条第3項第8号に掲げる生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設(以下「無料低額宿泊所」という。)の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(無料低額宿泊所の範囲)

- 第3条 無料低額宿泊所は、次に掲げる事項を満たすものとする。ただし、他の法令により必要な規制が行われている等、事業の主たる目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。
 - (1) 次に掲げるいずれかの事項を満たすものであること。
 - ア 入居の対象者を生計困難者に限定していること (明示的に限定していない場合であっても、生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合を含む。)。
 - イ 入居者の総数に占める生活保護法(昭和25年法律第144号)第6 条第1項に規定する被保護者(ウ及び第28条第11号において「被保 護者」という。)の数の割合がおおむね50パーセント以上であり、居 室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約以外の契約であること。

- ウ 入居者の総数に占める被保護者の数の割合がおおむね50パーセント 以上であり、利用料(居室使用料及び共益費を除く。)を受領してサー ビスを提供していること(サービスを提供する事業者が人的関係、資本 関係等において当該施設と密接な関係を有する場合を含む。)。
- (2) 居室使用料が無料又は生活保護法第8条第1項の厚生労働大臣の定める基準(同法第11条第1項第3号の住宅扶助に係るものに限る。)に基づく額以下であること。

第2章 基本方針

- 第4条 無料低額宿泊所は、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無料又は低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要なサービスを適切かつ効果的に行うものでなければならない。
- 2 無料低額宿泊所は、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に 立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、入居者 の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入居者が独立して日 常生活を営むことができるか常に把握しなければならない。
- 4 無料低額宿泊所は、独立して日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、当該入居者の希望、退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の円滑な退居のための必要な援助に努めなければならない。
- 5 無料低額宿泊所は、地域との結び付きを重視した運営を行い、法第14条の規定により都道府県又は市町村(特別区を含む。第16条第3項及び第17条第3項において同じ。)が設置する福祉に関する事務所(第16条第3項、第17条第3項及び第28条第11号において「福祉事務所」という。)その他の都道府県又は市町村の関係機関、生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第3章 設備及び運営に関する基準

(構造設備等の一般原則)

第5条 無料低額宿泊所の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入居者 の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければな らない。

(設備の専用)

第6条 無料低額宿泊所の設備は、専ら当該無料低額宿泊所の用に供するもの

でなければならない。ただし、入居者に提供するサービスに支障がない場合は、この限りでない。

(職員の資格要件等)

- 第7条 無料低額宿泊所の長(以下「施設長」という。)は、法第19条第1 項各項のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業等に2年以上従事した 者又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者でなければなら ない。
- 2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員(施設長を除く。第23条 各項において同じ。)を、できる限り法第19条第1項各号のいずれかに該 当する者とするよう努めるものとする。

(暴力団員等の排除)

- 第8条 無料低額宿泊所は、次の各号のいずれかに該当してはならない。
 - (1) 無料低額宿泊所の設置者(その者が法人である場合にあっては、その役員)又は施設長が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(次号及び第3号において「暴力団員等」という。)であること。
 - (2) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用していること。
 - (3) 暴力団員等によりその運営について支配を受けていると認められること。
 - (4) 無料低額宿泊所の設置者(その者が法人である場合にあっては、その役員を含む。)又は施設長(次号において「設置者等」という。)が、福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号。以下この号及び次号において「県条例」という。)第23条第1項の規定により県条例第22条第1項の勧告(県条例第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反する行為に係るものに限る。)に従わなかった旨の公表をされ、当該公表をされた日から起算して2年を経過していないこと。
 - (5) 設置者等が、県条例第25条第1項第3号に該当することにより懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していないこと。

(運営規程)

第9条 無料低額宿泊所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関す

- る規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。
 - (1) 施設の目的及び運営の方針
 - (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 入居定員
 - (4) 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
 - (5) 施設の利用に当たっての留意事項
 - (6) 非常災害対策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項
- 2 無料低額宿泊所は、運営規程を定め、又は変更したときは、市長に届け出なければならない。

(非常災害対策)

- 第10条 無料低額宿泊所は、消火設備その他の火災、風水害、地震等の非常 災害(以下この条及び第26条において「非常災害」という。)に際して必 要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害 時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知 しなければならない。
- 2 無料低額宿泊所は、非常災害に備えるため、少なくとも1年に1回以上、 定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。 (記録の整備)
- 第11条 無料低額宿泊所は、設備、職員及び会計に関する記録を整備してお かなければならない。
- 2 無料低額宿泊所は、入居者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる 記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (2) 第32条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (3) 第33条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置 についての記録

(規模)

第12条 無料低額宿泊所は、5人以上の人員を入居させることができる規模 を有するものでなければならない。

(サテライト型住居の設置)

第13条 無料低額宿泊所は、本体となる施設(入居定員が5人以上10人以下のものに限る。次項及び第3項において「本体施設」という。)と一体的に運営される付属施設であって利用期間が原則として1年以下のもの(入居定員が4人以下のものに限る。以下この条及び次条第7項において「サテラ

イト型住居」という。)を設置することができる。

- 2 サテライト型住居は、本体施設からおおむね20分で移動できる範囲内に 設置する等、入居者に提供するサービスに支障がないものとする。
- 3 一の本体施設に付属することができるサテライト型住居の数は、次の各号 に掲げる職員配置の状況の区分に応じ、当該各号に定める数以下とする。
 - (1) 第7条第1項に規定する資格要件を満たす者が施設長のみ 4
 - (2) 第7条第1項に規定する資格要件を満たす者が施設長のほか1人以 上 8
- 4 無料低額宿泊所(サテライト型住居を設置するものに限る。次項において 同じ。)の入居定員の合計は、次の各号に掲げる職員配置の状況の区分に応 じ、当該各号に定める人数以下とする。
 - (1) 第7条第1項に規定する資格要件を満たす者が施設長のみ 20人
 - (2) 第7条第1項に規定する資格要件を満たす者が施設長のほか1人以 上 40人
- 5 無料低額宿泊所は、サテライト型住居について、第11条各項の記録のほか、第22条の状況の把握の実施に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(設備の基準)

- 第14条 無料低額宿泊所の建物は、建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定を遵守するものでなければならない。
- 2 無料低額宿泊所の建物は、消防法(昭和23年法律第186号)の規定を 遵守するものでなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、無料低額宿泊所は、消火器の設置、自動火災報 知設備等の防火に係る設備の整備に努めなければならない。
- 4 無料低額宿泊所には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、 社会福祉施設その他の施設の設備を利用することにより、当該無料低額宿泊 所の効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者に提供する サービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。
 - (1) 居室
 - (2) 炊事設備
 - (3) 洗面所
 - (4) 便所
 - (5) 浴室
 - (6) 洗濯室又は洗濯場
- 5 無料低額宿泊所には、必要に応じ、次に掲げる設備その他の施設の円滑な

運営に資する設備を設けなければならない。

- (1) 共用室
- (2) 相談室
- (3) 食堂
- 6 第4項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 居室は、次に掲げる基準を満たすこと。
 - ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者がその者と生計 を一にする配偶者その他の親族と同居する等、2人以上で入居させるこ とがサービスの提供上必要と認められる場合は、この限りでない。
 - イ地階に設けてはならないこと。
 - ウ 一の居室の床面積(収納設備を除く。)は、7.43平方メートル以上とすること。
 - エ 出入口の扉は、堅固なものとし、居室ごとに設けること。
 - オ 出入口は、屋外、廊下又は広間のいずれかに直接面して設けること。
 - カ 各居室の間仕切壁は、堅固なものとし、天井まで達していること。
 - (2) 炊事設備は、火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
 - (3) 洗面所は、入居定員に適したものを設けること。
 - (4) 便所は、入居定員に適したものを設けること。
 - (5) 浴室は、次に掲げる基準を満たすこと。
 - ア 入居定員に適したものを設けること。
 - イ浴槽を設けること。
 - (6) 洗濯室又は洗濯場は、入居定員に適したものを設けること。
- 7 第3項から第5項までの規定は、サテライト型住居ごとに適用する。

(職員配置の基準)

- 第15条 無料低額宿泊所に置くべき職員の員数は、入居者の数及び提供する サービスの内容に応じた適当な員数とし、そのうち1人は、施設長としなけ ればならない。
- 2 無料低額宿泊所が生活保護法第30条第1項ただし書に規定する日常生活 支援住居施設(以下この項並びに第18条第1項及び第2項第7号において 「日常生活支援住居施設」という。)に該当する場合は、前項の規定にかか わらず、日常生活支援住居施設としての職員配置の要件を満たさなければな らない。

(入居申込者に対する説明、契約等)

第16条 無料低額宿泊所は、居室の利用その他のサービスの提供の開始に際 しては、あらかじめ、入居申込者(契約の更新の申込者を含む。第6項から

- 第11項までにおいて同じ。)に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該サービスの内容及び費用その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行うとともに、居室の利用に係る契約とそれ以外のサービスの提供に係る契約(いずれも契約の更新を含み、次項、第5項及び第6項において「居室の利用等に係る契約」という。)をそれぞれ文書により締結しなければならない。
- 2 無料低額宿泊所は、居室の利用等に係る契約において、契約期間(1年以内のものに限る。ただし、居室の利用に係る契約であって、建物の賃貸借契約(借地借家法(平成3年法律第90号)第38条の規定による建物の賃貸借契約を除く。)であるものの場合は、1年とする。)及び解約に関する事項を定めなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、前項の契約期間の満了前に、あらかじめ、入居者の意向を確認するとともに、福祉事務所その他の都道府県又は市町村の関係機関と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議しなければならない。
- 4 無料低額宿泊所は、第2項の解約に関する事項において、入居者の権利を 不当に害するような条件を定めてはならない。
- 5 無料低額宿泊所は、第2項の解約に関する事項において、入居者が解約を 申し入れたときは速やかに居室の利用等に係る契約を終了する旨を定めなけ ればならない。
- 6 無料低額宿泊所は、居室の利用等に係る契約において、入居申込者に対し 、保証人を立てさせてはならない。
- 7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第10項で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第2項の事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この項第1号イ、第10項各号列記以外の部分及び第11項において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす
 - (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
 - ア 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と入居申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - イ 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録

された第1項の重要事項及び第2項の事項を電気通信回線を通じて入居申込者の閲覧に供し、当該入居申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項等を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項の重要事項及び第2項の事項を記録したものを交付する方法
- 8 前項に掲げる方法は、入居申込者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 9 第7項第1号の電子情報処理組織とは、無料低額宿泊所の使用に係る電子 計算機と、入居申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した 電子情報処理組織をいう。
- 10 無料低額宿泊所は、第7項の規定により第1項の重要事項及び第2項の 事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入居申込者に対し、その 用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法に よる承諾を得なければならない。
 - (1) 第7項各号に規定する方法のうち無料低額宿泊所が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 11 前項の承諾を得た無料低額宿泊所は、当該入居申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入居申込者に対し、第1項の重要事項及び第2項の事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入居申込者が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。

(入退居)

- 第17条 無料低額宿泊所は、入居者の入居に際しては、当該入居者の心身の 状況、生活の状況等の把握に努めなければならない。
- 2 無料低額宿泊所は、入居者の心身の状況、入居中に提供することができるサービスの内容等に照らし、無料低額宿泊所において日常生活を営むことが困難となったと認められる入居者に対し、当該入居者の希望、退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、入居者の退居に係る援助に当たっては、福祉事務所そ

の他の都道府県又は市町村の関係機関、生計困難者の福祉を増進することを 目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供 する者との密接な連携に努めなければならない。

(利用料の受領)

- 第18条 無料低額宿泊所は、入居者から利用料として、次に掲げる費用(第7号については、当該無料低額宿泊所が日常生活支援住居施設である場合に限る。)を受領することができる。
 - (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 居室使用料
 - (3) 共益費
 - (4) 光熱水費
 - (5) 日用品費
 - (6) 基本サービス費
 - (7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要す る費用
- 2 前項各号に掲げる費用の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 食事の提供に要する費用は、食材費及び調理等に関する費用に相当する金額とすること。
 - (2) 居室使用料は、次に掲げる基準を満たすこと。
 - ア 当該無料低額宿泊所の整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代 に相当する額等を基礎として合理的に算定された金額とすること。
 - イ アに規定する金額以外に、敷金、権利金、謝金等の金品を受領しない こと。
 - (3) 共益費は、共用部分の清掃、備品の整備等の共用部分の維持管理に要する費用に相当する金額とすること。
 - (4) 光熱水費は、居室及び共用部分に係る光熱水費に相当する金額とすること。
 - (5) 日用品費は、入居者本人が使用する日用品の購入費に相当する金額 とすること。
 - (6) 基本サービス費は、入居者の状況の把握等の業務に係る人件費、事 務費等に相当する金額とすること。
 - (7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用は、次に掲げる基準を満たすこと。
 - ア 人件費、事務費等(前号の基本サービス費に係るものを除く。) に相 当する金額とすること。

イ 日常生活支援住居施設として受領する委託費を除くこと。

(サービス提供の方針)

- 第19条 無料低額宿泊所は、入居者の健康保持に努めるほか、当該入居者が 安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じた サービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするた めの機会を適切に提供しなければならない。
- 2 無料低額宿泊所は、入居者にとって当該無料低額宿泊所全体が一つの住居 であることに鑑み、入居者が共用部分を円滑に使用できるよう配慮した運営 を行わなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、プライバシーの確保に配慮した運営を行わなければな らない。
- 4 無料低額宿泊所の職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、 懇切丁寧に行うことを旨とし、当該入居者に対し、サービスの提供を行う上 で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 (食事)
- 第20条 無料低額宿泊所は、入居者に食事を提供する場合は、量及び栄養並 びに当該入居者の心身の状況及びし好を考慮した食事を、適切な時間に提供 しなければならない。

(入浴)

第21条 無料低額宿泊所は、入居者に対し1日に1回の頻度で入浴の機会を 提供しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、あらか じめ、当該入居者に対し当該やむを得ない事情の説明を行うことにより、1 週間に3回以上の頻度とすることができる。

(状況の把握)

第22条 無料低額宿泊所は、原則として1日に1回以上、入居者に対し居室 への訪問等の方法による状況の把握を行わなければならない。

(施設長の責務)

- 第23条 施設長は、無料低額宿泊所の職員の管理、入居者の入居及び退去に 係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければなら ない。
- 2 施設長は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う ものとする。

(職員の責務)

第24条 無料低額宿泊所の職員は、入居者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

- 第25条 無料低額宿泊所は、入居者に対し適切なサービスを提供できるよう 、職員の勤務体制を整備しておかなければならない。
- 2 無料低額宿泊所は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、職員の処遇について、労働に関する法令の規定を遵守 するとともに、職員の待遇の向上に努めなければならない。

(定員の遵守)

第26条 無料低額宿泊所は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させては ならない。ただし、非常災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この 限りでない。

(衛生管理等)

- 第27条 無料低額宿泊所は、入居者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所において感染症、食中毒又は害虫が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(日常生活に係る金銭管理)

- 第28条 入居者の金銭の管理は、当該入居者本人が行うことを原則とする。 ただし、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であって、無料低 額宿泊所による金銭の管理を希望するものに対し、次に掲げるところにより 無料低額宿泊所が、日常生活に係る金銭を管理することを妨げない。
 - (1) 成年後見制度その他の金銭の管理に係る制度をできる限り活用すること。
 - (2) 無料低額宿泊所が管理する金銭は、当該入居者に係る金銭及びこれ に準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条におい て「金銭等」という。)であって、日常生活を営むために必要な金額に限 ること。
 - (3) 金銭等を無料低額宿泊所が有する他の財産と区分すること。
 - (4) 金銭等を当該入居者の意思を尊重して管理すること。
 - (5) 第16条第1項に規定する契約とは別に、当該入居者の日常生活に 係る金銭等の管理に係る事項のみを内容とする契約を締結すること。
 - (6) 金銭等の出納を行う場合は、無料低額宿泊所の職員が2人以上で確認を行う等の適切な体制を整備すること。

- (7) 入居者ごとに金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すると ともに、収支の記録について定期的に入居者に報告を行うこと。
- (8) 当該入居者が退去する場合には、速やかに、管理する金銭等を当該入居者に返還すること。
- (9) 金銭等の詳細な管理方法、入居者に対する収支の記録の報告方法等 について管理規程を定めること。
- (10) 前号の管理規程を定め、又は変更したときは、市長に届け出ること。
- (11) 当該入居者が被保護者である場合は、当該入居者の金銭等の管理 に係る契約の締結時又は変更時には、福祉事務所にその旨の報告を行うこ と。
- (12) 金銭等の管理の状況について、市長の求めに応じて速やかに報告 できる体制を整えておくこと。

(掲示及び公表)

- 第29条 無料低額宿泊所は、入居者の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示しなければならない。
- 2 無料低額宿泊所は、運営規程を公表するとともに、毎会計年度終了後3月 以内に、貸借対照表、損益計算書等の収支の状況に係る書類を公表しなけれ ばならない。

(秘密保持等)

- 第30条 無料低額宿泊所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た 入居者の秘密を漏らしてはならない。
- 2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員であった者が、正当な理由 がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らすことがないよう、必要な 措置を講じなければならない。

(広告)

第31条 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所について広告をする場合は 、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(苦情への対応)

- 第32条 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関する入居者の苦情に 迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他 の必要な措置を講じなければならない。
- 2 無料低額宿泊所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を 記録しなければならない。

- 3 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関し、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 無料低額宿泊所は、市長からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市長に報告しなければならない。
- 5 無料低額宿泊所は、法第83条に規定する運営適正化委員会が行う法第8 5条第1項の規定による調査に、できる限り協力しなければならない。 (事故発生時の対応)
- 第33条 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市長、当該入居者の家族等に連絡を行うとともに、 必要な措置を講じなければならない。
- 2 無料低額宿泊所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第13条及び第1 4条第7項の規定は、令和4年4月1日から施行する。
 - (居室に関する経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者 自立支援法等の一部を改正する法律(平成30年法律第44号)第5条の規 定による改正前の法第69条第1項の規定による届出がなされている無料低 額宿泊所が事業の用に供している建物(基本的な設備が完成しているものを 含み、この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、第14条第6項第1号ア及びエからカまでの規定は、この条 例の施行後3年間は、適用しない。
- 3 この条例の施行の際現に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律第5条の規定による改正前の法第69条第1項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所が平成27年6月30日において事業の用に供していた建物(基本的な設備が完成していたものを含み、同年7月1日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室のうち、第14条第6項第1号ウに規定する基準を満たさないものについては、同号ウの規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる事項を満たすことを条件として、無料低額宿泊所としての利用に供することができる

- (1) 居室の床面積が、収納設備等を除き、3.3平方メートル以上であること。
- (2) 入居予定者に対し、あらかじめ、居室の床面積が第14条第6項第 1号ウに規定する基準を満たさないことを記した文書を交付して説明を行 い、同意を得ること。
- (3) 入居者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納 設備を設けること。
- (4) 第14条第5項第1号の規定にかかわらず、共用室を設けること。
- (5) 居室の床面積の改善についての計画を、市長と協議の上作成すること。
- (6) 前号の規定により作成した計画を市長に提出するとともに、段階的かつ計画的に第14条第6項第1号ウに規定する基準を満たすよう必要な改善を行うこと。
- 4 前項の建物については、同項第6号の改善が図られない限り、新たな居室 の増築はできない。

北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第10号

北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例

北九州市国民健康保険条例(昭和42年北九州市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第13条中「61万円」を「63万円」に改める。

第14条の14中「16万円」を「17万円」に改める。

第20条第1項中「28万円」を「28万5,000円」に改め、同条第2項中「51万円」を「52万円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第13条、第14条の14及び第20条の規定は、令和2年度以 後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料につ いては、なお従前の例による。 北九州市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準等に関する条例 の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第11号

北九州市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準等に 関する条例の一部を改正する条例

北九州市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準等に関する条例 (平成12年北九州市条例第23号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準等に関する条例

第1条中「食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。) 第50条第2項の規定に基づく公衆衛生上講ずべき措置に関し必要な基準並び に」を削り、「、法」を「、食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「 法」という。)」に改める。

第2条を削り、第1条の2を第2条とする。

第4条中「別表第2」を「別表第1」に改める。

第5条中「別表第3」を「別表第2」に改める。

別表第1及び別表第1の2を削る。

別表第2第26号中「醤油製造業」を「しょうゆ製造業」に改め、同表第3 1号中「めん類製造業」を「麺類製造業」に改め、同表を別表第1とし、別表 第3を別表第2とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の第2条、別表第1及び別表第1の2の規定は、この条例の施行の 日から令和3年5月31日までの間は、なおその効力を有する。 北九州市旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和2年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第12号

北九州市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

北九州市旅館業法施行条例(平成15年北九州市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

2 旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業の施設について、設備の形態その他の理由により、第2条第2号ア及びカ(第3条第2項及び前条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準により難い場合であって、市長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、当該基準によらないことができる。

第7条第7号オ中「遊離残留塩素濃度」の次に「又は3ミリグラム以上のモノクロラミン濃度」を加え、同号ケ中「浴槽内」を「浴槽からあふれ出た湯水及び浴槽内」に改め、同号サ中「の空気取入口には、」を「は、定期的に清掃及び消毒をするとともに、空気取入口に」に改め、「講ずる」の次に「等適切な維持管理を行う」を加え、同号セ中「遊離残留塩素濃度」の次に「又はモノクロラミン濃度」を加え、同号に次のように加える。

ソ 水位計配管は、適切な消毒方法で定期的に生物膜を除去すること。 第8条中「第7条第6号ア」を「前条第6号ア」に改め、同条に次の1項を 加える。

2 旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業の施設について、設備の形態その他の理由により、前条第7号ウ及びエに掲げる基準により難い場合であって、市長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、当該基準によらないことができる。

付則第2項中「第2条第3号オ」を「第2条第2号オ」に、「、第4条第2項及び第5条第2項」を「及び第4条第2項」に改める。

付 則

この条例は、令和2年5月1日から施行する。ただし、付則第2項の改正規 定は、公布の日から施行する。 北九州市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第13号

北九州市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例 北九州市動物の愛護及び管理に関する条例(平成21年北九州市条例第13 号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第26条第1項」を「第25条の2」に改める。

第26条第1項中「第34条第1項」を「第37条の3第1項」に、「基づき」を「より」に改め、同条第3項中「第24条第1項」の次に「(法第24条の4第1項において読み替えて準用する場合を含む。)」を加え、「又は法」を「、第24条の2第3項、第25条第5項又は」に改める。

別表第6号中「第18条第4項」を「第18条第5項」に改める。

付 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。ただし、第26条第3項の改正規定(「第24条第1項」の次に「(法第24条の4第1項において読み替えて準用する場合を含む。)」を加える部分に限る。)及び別表第6号の改正規定は、公布の日から施行する。

北九州市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和2年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第14号

北九州市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

北九州市公衆浴場法施行条例(平成24年北九州市条例第58号)の一部を 次のように改正する。

第4条第2項第12号中「遊離残留塩素濃度」の次に「又は3ミリグラム以上のモノクロラミン濃度」を加え、同項第16号中「浴槽水」を「浴槽からあふれ出た湯水及び浴槽水」に改め、同項第18号中「の空気取入口には、」を「は、定期的に清掃及び消毒をするとともに、空気取入口に」に改め、「講ずる」の次に「等適切な維持管理を行う」を加え、同項第20号中「遊離残留塩素濃度」の次に「又はモノクロラミン濃度」を加え、同項中第21号を第22号とし、第20号の次に次の1号を加える。

(21) 水位計配管は、適切な消毒方法で定期的に生物膜を除去すること

第6条中「第4条第1項第6号」を「第4条第1項第1号から第3号まで、 第6号及び第13号並びに第2項第4号、第10号及び第11号」に改める。

付 則

この条例は、令和2年5月1日から施行する。

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第15号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正 する条例

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和47年北九州市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1の保育所の項中

Γ				
	IJ.	11	戸畑国	区千防一
	千防 "	丁目	1番15号	크. プ
	II	IJ	11	菅原一
	天籟寺 "	丁目	5番7号	

 " 戸畑区千防一

 千防 " 丁目1番15号

改め、同表の児童厚生施設の項中

Γ.					
	IJ	枝光 "	<i>II</i>	八幡東	区目の
			出一	丁目14番	;1号
	IJ	山王 "	IJ	IJ	山王
			一丁	目2番12	号
	IJ	槻田 "	11	IJ	東山
			二丁	目 3 番 5 号	,

Γ		
"	枝光 "	" 八幡東区日の
		出一丁目14番1号

Γ.					
	IJ	中原 "	11	戸畑	区中原西
			三丁	目8番1	4号
	IJ	西戸畑〃	11	11	明治町
			1番	9 号	

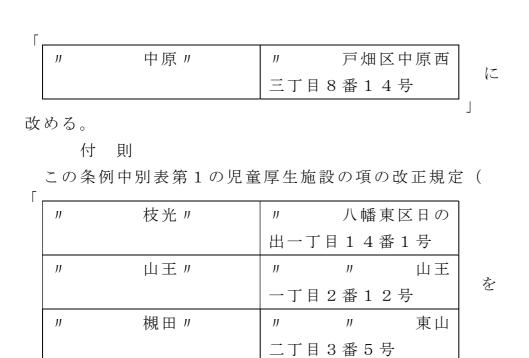
を

を

に

を

に、



 " 人幡東区日の

 出一丁目14番1号

改める部分に限る。)は公布の日から、同表の保育所の項の改正規定及び児童 厚生施設の項の改正規定(

12

Γ							
'	IJ	中原 "	11	戸畑国	区中原西		
			三丁	目8番14	4号		4
]]	西戸畑 "	11	11	明治町		を
			1番	9 号			
			•			·]	

 " 中原 " 戸畑区中原西

 三丁目8番14号

改める部分に限る。) は令和2年4月1日から施行する。

北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第16号

北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する 条例の一部を改正する条例

北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年北九州市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項各号列記以外の部分中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

を

北九州市条例第17号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例 の一部を改正する条例

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例(昭和47年北九州市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第36条の2第2項中「及びひびき動物ワールド」を「、ひびき動物ワールド及び旧安川邸」に、「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第3項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

別表第1の2中

Γ					
着	擊	大型自動車	1台1回	1,000円	大型自動車、
漫	難	中型自動車	(1日以		中型自動車及
糸	录	普通自動車	内)	300円	び普通自動車
‡	也				の区分は、改
田心	注				正前の道路交
Ī	丰				通法第3条に
力	施				規定するとこ
į	没				ろによる。

墾 大型自動車 1 台 1 回 大型自動車、 1,000円 中型自動車 (1日以 中型自動車及 灘 内) び普通自動車 普通自動車 緑 3 0 0 円 地 の区分は、改 正前の道路交 駐 車 通法第3条に 規定するとこ 施 設 ろによる。 に 入 区分 一般 小学校の児童 旧 安 場 及び中学校の Ш 料 生徒 邸 260円 個人 1 人 1 3 0 円

42

団体(1 回	200円	100円	
25人				
以上)				

改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前になされた旧安川邸に係る改正後の北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による指定管理者の指定の手続に相当する手続は、改正後の条例の規定によりなされたものとみなす。

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

に

北九州市条例第18号

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の

一部を改正する条例

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成4年北 九州市条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

Γ			
,	貫弥生が丘 地区地区整	北九州広域都市計画貫弥生が丘地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	を
	備計画区域	プラ、地区登開計画が足のり40亿区域	*

貫弥生が丘
地区地区整
備計画区域北九州広域都市計画貫弥生が丘地区地区計画の区域の
うち、地区整備計画が定められた区域堀越地区地
区整備計画
区域北九州広域都市計画堀越地区地区計画の区域のうち、
地区整備計画が定められた区域

改める。

別表第2中

貫弥生が丘地区地	次に掲げる建築物以外の	10分	10分	200	外壁等の面か	2. 0	(1)	外壁等	10メ	
区整備計画区域	もの	の6	Ø 4	平方メ	ら道路境界線	メート	の中	心線の長	ートル	
	(1) 住宅			ートル	までの距離	ル	さの	合計が3		
	(2) 住宅で、延べ面			(集会			. 0	メートル		
	積の2分の1以上を居			所若し	外壁等の面か	1. 0	以下	であるも		
	住の用に供し、かつ、			くは公	ら隣地境界線	メート	の			
	令第130条の3各号			民館又	までの距離	ル	(2)	物置そ		
	に掲げる用途を兼ねる			は巡査			の他	これに類		
	もの(これらの用途に			派出所			する	用途に供		
	供する部分の床面積の			、公衆			し、	軒の高さ		
	合計が50平方メート			電話所			が2	. 3メー		
	ルを超えるものを除く			その他			トル	以下で、		
	。)			これら			かつ	、床面積		
	(3) 共同住宅			に類す			の合	計が5平		
	(4) 集会所又は公民			る公益			方メ	ートル以		
	館			上必要			内で	あるもの		
	(5) 幼稚園又は保育			な建築						
	所			物の敷						

(6) 診療所	地を除			
(7) 巡査派出所、公	(<,)			
衆電話所その他これら				
に類する公益上必要な				
建築物				
(8) 前各号の建築物				
に付属するもの				

貫弥生が丘地区地 次に掲げる建築物以外の 10分 10分 200 外壁等の面か 2. 0 (1) 外壁等 10メ 平方メら道路境界線 の中心線の長 区整備計画区域 の6 Ø 4 メート もの (1) 住字 -トル までの距離 ル さの合計が3 住宅で、延べ面 (2)(集会 . 0メートル 積の2分の1以上を居 所若し 外壁等の面か 以下であるも 1. 0 住の用に供し、かつ、 くは公 ら隣地境界線 メート 0 令第130条の3各号 民館又 までの距離 ル (2) 物置そ に掲げる用途を兼ねる は巡査 の他これに類 もの(これらの用途に 派出所 する用途に供 供する部分の床面積の 、公衆 し、軒の高さ 合計が50平方メート 電話所 が2. 3メー ルを超えるものを除く その他 トル以下で、 これら かつ、床面積 共同住宅 に類す の合計が5平 (3) (4)集会所又は公民 る公益 方メートル以 館 上必要 内であるもの な建築 (5) 幼稚園又は保育 物の動 所 (6) 診療所 地を除 (7) 巡査派出所、公 <。) 衆電話所その他これら に類する公益上必要な 建築物 (8) 前各号の建築物 に付属するもの 堀越地区 A地区 次に掲げる建築物以外の 10分 10分 500 外壁等の面か (1) 外壁等 30 🛪 5. 0 地区整備 もの の10 **の**6 平方メ ら市道志井9 メート の中心線の長 ートル 計画区域 (1) 工場(産業廃棄 ートル 3号線、市道 さの合計が3 物処理施設を除く。) 堀越12号線 . 0メートル (2) 研究所 若しくは市道 以下であるも (3) 地区内にある事 堀越13号線 の 業所の従業員の福利厚 の道路境界線 (2) 物置そ の他これに類 生の用に供するもの 又は地区整備 (4) 前3号の建築物 計画区域の境 する用途に供 に付属するもの し、軒の高さ 界である隣地 境界線までの が2. 3メー トル以下で、 距離 かつ、床面積 の合計が5平 方メートル以 内であるもの (3) 自動車 車庫(令第1 36条の9第 1号に該当す るものに限る ,) (4)自転車 駐車場 B地区 都市計画法第4条第11 10分 10分 500 外壁等の面か 5. 0 (1) 外壁等 項に規定する第二種特定 の10 平方メ ら市道志井9 の中心線の長 工作物に付属する建築物 ートル 3号線、市道 ル さの合計が3 以外のもの 志井堀越3号 . 0メートル 線若しくは市 以下であるも 道堀越13号 \mathcal{O} 線の道路境界 (2) 物置そ の他これに類 線又は地区整 する用途に供 備計画区域の 境界である隣 し、軒の高さ 地境界線まで が2. 3メー トル以下で、 の距離 かつ、床面積

に

		の合計が5平 方メートル以 内であるもの (3) 自動車 車庫(令第1 36条の9第 1号に該当す るものに限る。) (4) 自転車	
		駐車場	

改め、同表の湯川地区地区整備計画区域の文化・教育地区の項ア欄第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同欄第4号とし、同欄第2号の次に次の1号を加える。

(3) 保育所の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計 が 1 , 5 0 0 平方メートル以内のもの

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の 例による。 北九州広域都市計画事業折尾土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第19号

北九州広域都市計画事業折尾土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

北九州広域都市計画事業折尾土地区画整理事業施行規程(平成18年北九州市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第5条中「北鷹見町13番10号」を「大浦二丁目13番7号」に改める。 第26条各号列記以外の部分中「の日」を「があった日の翌日」に、「年6 パーセントを」を「同日における法定利率を」に、「、年6パーセント」を「 、当該法定利率」に改める。

付 則

この条例中第26条各号列記以外の部分の改正規定は令和2年4月1日から 、第5条の改正規定は規則で定める日から施行する。 北九州市港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第20号

北九州市港湾施設管理条例の一部を改正する条例

北九州市港湾施設管理条例(昭和52年北九州市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「基づき」を「より」に、「第7条」を「第7条各号列記以外の部分」に、「第8条、第9条第1項」を「第8条第1項及び第3項、第9条第1項各号列記以外の部分」に、「及び第10条」を「並びに第10条第2項として、「及び第10条」を「並びに第10条第2項を削る。

第7条各号列記以外の部分中「第5条第1項の規定に基づく」を「第5条の」に改め、同条第6号中「以下」を削る。

第8条第1項中「第5条第1項」を「第5条」に、「以下この章及び次章」 を「第3項、第10条各項及び第11条」に改める。

第9条の見出し中「又は」を「及び」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「第5条第1項の規定による」を「第5条に規定する」に改め、同条第2項中「前項に定める」を「前項の」に改める。

第23条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とする。

第24条第1項各号列記以外の部分中「ものとし、第3号に掲げる船舶のうち北九州港洞海地区に入港する船舶にあっては、前条第2項に係る部分の入港料に限る」を削る。

第29条の4第2号中「こと(」の次に「北九州市旧門司税関及び」を加える。

第37条第1項第1号中「第5条第1項」を「第5条」に改め、「規定による」を削り、同項第5号中「第28条」を「第28条各項」に改め、同項第6号中「規定による報告」を「報告」に改める。

別表第1の1 通常使用の使用料の表の荷さばき施設の荷さばき地及び付属施設の荷さばき地の項中「一般埠頭」を「一般埠頭」に改める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第23条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とする改正規定、第24条第1項各号列記以外の部分の改正規定及び第29条の4第2号の改正規定は、公布の日から施行する

0

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第21号

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例(昭和47年北九州市条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1の専修学校の項を次のように改める。

専修学校	北九州市	立高等理容美容	北九州市八幡東区西本町				
	学校		二丁目	2番1号			
	11	戸畑高等専修	11	戸畑区沢見一丁			
	学校		目 3 番	4 7 号			

別表第3の1 学校教育関係の表の専修学校の項を次のように改める。

					·
専	高等	入学料		2,000円	入学の日から10日以内に納入
修	理容				すること。
学	美容	授業料	月額4,800円		毎月25日までに納入すること
校	学校				0
		入学選		1,500円	入学願書を提出するときに徴収
		考料			する。
		実習費	実費相当額		毎月25日までに納入すること
					0
	戸畑	入学料		2,000円	入学の日から10日以内に納入
	高等				すること。
	専修	授業料	月額4,800円		1 高等学校等就学支援金の支
	学校				給に関する法律第3条第1項
					に規定する高等学校等就学支
					援金の受給権者(同法第4条
					の認定を受けた者をいう。)
					にあっては、当該高等学校等
					就学支援金を充てるものとす
					る。
					2 前項の受給権者以外の者に
					あっては、毎月25日(市長
					が必要と認めるときは、別に
					定める日)までに納入するこ
					と。

	手数料	入学者の選考	1,500円	入学願書を提出するときに徴収 する。
·	,	卒業証明書、成績	1 枚につき 2 0 0 円	国又は地方公共団体が事務上必
		証明書又はその他		要とするときは、無料とする。
		の証明書		

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。(令和2年度の北九州市立高等理容美容学校の入学に係る入学選考料の特例
- 2 この条例の施行の日前に北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例第 4条及び別表第3の1 学校教育関係の表の各種学校の高等理容美容学校の 項の規定により徴収した令和2年度の各種学校の北九州市立高等理容美容学 校の入学に係る入学選考料は、改正後の別表第3の1 学校教育関係の表の 専修学校の高等理容美容学校の項の規定により徴収した入学選考料とみなす

0

)

北九州市港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する

令和2年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第22号

北九州市港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則 北九州市港湾施設管理条例施行規則(昭和52年北九州市規則第31号)の 一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「第5条第1項」を「第5条」に、「基づき」を「より」に改め、同条第4号中「旧大連航路上屋(」を「北九州市旧門司税 関及び旧大連航路上屋(いずれも」に改める。

第4条の見出し中「又は」を「及び」に改め、同条第1項中「第5条第1項」を「第5条」に、「基づき」を「より」に改め、「あらかじめ」の次に「(用途指定使用にあっては、使用予定日の20日前までに)」を加え、「以下第44条を除き」を「第44条第1号を除き、以下」に、「以下同条を除き」を「第7条第1項において」に、「。第5条」を「。次条各項」に改め、同項ただし書を削る。

第18条の表以外の部分中「第5条第1項」を「第5条」に、「基づく」を「より」に改め、「次の」の次に「表の施設の欄に掲げる港湾施設について、それぞれ同表の負担経費の欄に掲げる」を加え、同条の表以外の部分ただし書中「が公益上特に認めたときは、負担経費を軽減する」を「は、公益上特別の理由があると認めるときは、当該経費を減額する」に改める。

第19条第1項各号列記以外の部分中「第2条に定める施設」を「第2条各号に定める港湾施設」に改め、同項第3号中「橋梁」を「橋梁」に、「キャタピラ付」を「キャタピラ付き」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「第5条第1項」を「第5条」に、「者は」を「ものは」に改め、同項第1号アからエまで以外の部分中「者」を「者 次に掲げる事項」に改め、同号ア中「防げん具」を「防舷具」に改め、同項第2号アからエまで以外の部分中「者」を「者 次に掲げる事項」に改め、同号ア中「各」を削り、同号イ中「旨を」の次に「市長に」を加え、同号エ中「は、」を削り、同項第3号ア及びイ以外の部分中「者」を「者 次に掲げる事項」に改める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条第4号の改正 規定は、公布の日から施行する。 地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第23号

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係規則の整備に 関する規則

(北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(昭和38年北 九州市規則第14号)の一部を次のように改正する。

第1条中「非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第18条第1項又は北九州市一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成15年北九州市条例第62号)第4条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)を除く。)及び臨時的任用職員」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の3第1項その他の法令の規定により臨時的に任用された職員(以下「会計年度任用職員等」という。)」に改める。

第2条第2項中「、育児休業法」を「、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)」に改め、同条第4項中「任期付短時間勤務職員」を「育児休業法第18条第1項又は北九州市一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成15年北九州市条例第62号)第4条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)」に改める。

第14条第1項各号列記以外の部分中「該当する職員」を「該当する者」に、「(以下「規則適用異動職員」という。)となった場合において、その職員」を「となった場合における当該職員(以下「規則適用異動職員」という。)」に、「基づき」を「より」に改め、同項第1号中「受ける教職員」の次に「(会計年度任用職員等を除く。)」を加え、同項第2号中「企業職員」の次に「(会計年度任用職員等を除く。)」を加え、同条第2項及び第3項中「基づき」を「より」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

- 第16条 会計年度任用職員等が引き続きこの規則の適用を受ける職員となった場合における当該職員(以下「規則適用会計年度任用職員等」という。)に対し異動日から異動日の属する休暇年度の末日までに与える年次休暇の日数は、第7条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規則適用会計年度任用職員等の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。ただし、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数の変更により、これにより難いと認める場合は、市長が別に定める。
 - (1) 次号以外の規則適用会計年度任用職員等 第7条第1項に定める日数に規則適用会計年度任用職員等が異動日の前日までに適用を受けていた勤務時間、休日、休暇等に関する条例、規則、規程その他任命権者が定めるもの(以下「従前の会計年度任用職員等に係る条例等」という。)により使用できるとされた年次休暇の日数を加えた日数(当該加えた日数が、20日を超えるときは20日、労働基準法第39条第1項から第3項までに規定する日数に満たないときは当該規定する日数)から異動日の前日までに既に使用した年次休暇の日数を差し引いた日数
 - (2) 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間 勤務職員である規則適用会計年度任用職員等 第7条第1項ただし書及 び第2項に定める日数に規則適用会計年度任用職員等が従前の会計年度 任用職員等に係る条例等により使用できるとされた年次休暇の日数を加 えた日数(当該加えた日数が、同項に定める日数を超えるときは同項に 定める日数、労働基準法第39条第1項から第3項までに規定する日数 に満たないときは当該規定する日数)から異動日の前日までに既に使用 した年次休暇の日数を差し引いた日数
- 2 異動日の前日までに、従前の会計年度任用職員等に係る条例等により規 則適用会計年度任用職員等に与えられた特別休暇、病気休暇、介護休暇及 び介護時間に相当する休暇は、この規則の規定により与えられたものとみ なす。

(北九州市職員の職名等に関する規則の一部改正)

第2条 北九州市職員の職名等に関する規則(昭和38年北九州市規則第16 号)の一部を次のように改正する。

第1条中「勤務する」の次に「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する」を加え、「臨時的任用職員を除く。」を削る。 第2条に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員

について、同表に掲げる職名及び職種名により難い場合は、市長が別に定める。

(北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第3条 北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和39年北九州市規則第88号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条」の次に「(第1項に係る部分に限り、条例第27条 第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)」を加え 、「もとづき」を「基づき」に、「および」を「及び」に改める。

第2条第3号中「。以下「分限条例」という。」を削り、同条第10号中「のうち、教職員給与条例の適用を受ける教職員(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例(平成28年北九州市条例第57号)の適用を受ける教職員をいう。以下同じ。)及び企業職員(北九州市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和38年北九州市条例第122号)、北九州市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和39年北九州市条例第107号)又は北九州市公営競技局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成30年北九州市条例第22号)の適用を受ける職員をいう。以下同じ。)以外の職員(以下「法人派遣職員」という。)で」を「(以下「法人派遣職員」という。)のうち」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第27条第3項において条例第24条第1項の規定を読み替えて適 用する場合における同項前段の規則で定める期間は、6箇月とし、任用期 間が6箇月未満の職員には、期末手当を支給しない。

第3条第1号中「前条各号」を「前条第1項各号」に改め、同条第2号アからエまで以外の部分中「臨時又は非常勤である者(法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)及び北九州市一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成15年北九州市条例第62号)第4条の規定により採用された職員(以下「任期付条例第4条職員」という。)を除く。)」を「支給日に期末手当が支給されない者」に改め、同号エを同号才とし、同号ウ中「企業職員」の次に「(北九州市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和38年北九州市条例第122号)、北九州市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和39年北九州市条例第107号)又は北九州市公営競技局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成30年北九州市条例第22号)の適用を受ける職員をいう。

以下同じ。)」を加え、同号ウを同号エとし、同号イ中「受ける教職員」の次に「(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例(平成28年北九州市条例第57号)の適用を受ける教職員をいう。以下同じ。)」を加え、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 報酬条例の適用を受ける会計年度任用職員(非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和38年北九州市条例第73号。以下「報酬条例」という。)の適用を受ける法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。以下同じ。)

第3条第3号アからオまで以外の部分中「(臨時又は非常勤である者(再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条各項に規定する短時間勤務職員、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第81条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める者及び国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)第23条第2項に規定する任期付短時間勤務職員を除く。)を除く。)」を削り、同号エ中「第8条第1項」の次に「及び第10条第1項」を加え、同条に次の2項を加える。

- 2 条例第27条第3項において条例第24条第1項の規定を読み替えて適 用する場合における同項後段の規則で定める期間は、6箇月とし、任用期 間が6箇月未満の職員には、期末手当を支給しない。
- 3 条例第27条第3項において条例第24条第1項の規定を読み替えて適用する場合における同項後段の規則で定める者は、第1項各号に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。

第4条中「前条第2号」を「前条第1項第2号」に、「期末手当」を「、 期末手当」に改める。

第5条中「常勤の職員(条例の適用を受ける職員で第7条第2項第3号に 規定する臨時職員又は非常勤職員以外の職員をいう。以下同じ。)、再任用 短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員又は任期付条例第4条職員」を「職 員」に改める。

第7条第2項第1号中「第2条第1号」を「第2条第1項第1号」に改め、同項第3号中「第2条第5号若しくは」を「第2条第1項第5号又は」に改め、「又は臨時職員若しくは非常勤職員(条例第27条の規定の適用を受ける職員をいう。以下同じ。)」を削り、同条第3項を削る。

第8条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる者」の次に「(第1号に 掲げる者及び第3号に掲げる者のうち法第22条の2第1項第1号に掲げる 職員であるものにあっては、任命権者が定める規則その他の規程により定められた1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の者に限る。)」を加え、「第4号から第8号まで」を「第5号から第9号まで」に、「在職期間」を「期間」に改め、同項中第8号を第9号とし、第1号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 報酬条例の適用を受ける会計年度任用職員

第8条第2項中「期間」を「在職した期間」に改め、「及び第3項」を削る。

第9条第1号中「第2条第1号」を「第2条第1項第1号」に改める。

第10条第1項各号列記以外の部分中「勤勉手当を」を「、勤勉手当を」 に改め、同項ただし書を削り、同項第1号中「休職されていた者。」を「次 のいずれかに該当する職員であった者」に改め、同号ただし書を削り、同号 に次のように加える。

- ア 第2条第1項第1号、第2号、第5号から第7号まで又は第9号の いずれかに該当する職員
- イ 休職にされていた職員(公務等傷病による休職者を除く。)
- ウ派遣職員
- 工 法人派遣職員
- 第10条第1項第2号及び第3号を次のように改める。
 - (2) その退職の後勤勉手当基準日までの間において次に掲げる者(支給日に勤勉手当が支給されない者を除く。)となった者
 - ア 条例の適用を受ける職員
 - イ 教職員給与条例の適用を受ける教職員
 - ウ企業職員
 - エ 北九州市の特別職に属する地方公務員
 - (3) その退職に引き続き次に掲げる者となった者
 - ア 北九州市の職員以外の地方公務員(市長の定める者を除く。)
 - イ 国家公務員(市長の定める者を除く。)
 - ウ 地方独立行政法人北九州市立病院機構に使用される者(市長の定める者を除く。)
 - エ 国公立大学法人等に使用される者(市長の定める者を除く。)
 - オ 派遣条例第10条に規定する特定法人の役職員(市長の定める者を除く。)
- 第10条第1項第4号及び第5号を削る。
- 第14条第2項第1号中「第2条第1号」を「第2条第1項第1号」に、

「若しくは第9号」を「又は第9号」に改め、「又は臨時職員若しくは非常 勤職員」を削り、同項第5号中「第10条の2第1項」の次に「又は北九州 市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和38年北九州市条例第 20号。以下「勤務時間条例」という。)第11条の規定により任命権者が 別に定めるもの(以下「任命権者が定める規則等」という。)」を加え、「 及び同規則第10条の3第1項」を「、同規則第10条の3第1項又は任命 権者が定める規則等」に改め、「介護時間」という。)」の次に「及び任命 権者が定める規則等に規定する育児時間又は公務外の負傷若しくは疾病によ る休暇」を加え、同項第6号中「再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務 職員又は任期付条例第4条職員」を「法第28条の5第1項若しくは第28 条の6第2項の規定により採用された職員、育児休業法第18条第1項に規 定する短時間勤務職員又は北九州市一般職の任期付職員の採用に関する条例 (平成15年北九州市条例第62号)第4条の規定により採用された職員」 に、「北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和38年北 九州市条例第20号。以下「勤務時間条例」という。)」を「勤務時間条例 」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「除算は行わない」を「除算し ない」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5 号までを1号ずつ繰り上げる。

(北九州市職員衛生管理規則の一部改正)

第4条 北九州市職員衛生管理規則(昭和39年北九州市規則第94号)の一部を次のように改正する。

第3条中「職員とは」を「「職員」とは」に、「及び市長の所管に属する教育機関の職員で」を「の職員で地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する」に改め、「(臨時的任用職員を除く。)」を削る。

第11条第1項中「(昭和25年法律第261号)」を削り、「基づき」を「より」に改める。

第20条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員等の健康診断)

第20条の2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の3第1項その他の法令の規定により臨時的に任用された職員の健康診断については、第7条から前条までの規定にかかわらず、主任管理者が別に定める。

(北九州市職員表彰規則の一部改正)

第5条 北九州市職員表彰規則 (昭和40年北九州市規則第60号) の一部を

次のように改正する。

第1条中「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例(平成28年北九州市条例第57号)第2条第1号に規定する教職員」を「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成28年北九州市条例第60号)第1条に規定する教職員(以下「教職員」という。)」に改める。

第4条中「、職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員又は同法第22条の3第1項その他の法令の規定により臨時的に任用された職員(以下「会計年度任用職員等」という。)を除く。以下この条及び第8条第1号において同じ。)」を加え、「(臨時的任用職員の期間を除く。)」を削る。

第8条第1号中「、職員となった日から起算し」を削り、「まで」の次に「の職員として在籍した期間」を加え、同条第2号中「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例第2条第1号に規定する教職員」を「教職員(会計年度任用職員等を除く。)」に改め、同条第4号を削る。

(北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(昭和41年北九 州市規則第68号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項を次のように改める。

- 2 条例第4条に規定する規則で定める時間は、3時間30分とする。 (北九州市職員厚生会規則の一部改正)
- 第7条 北九州市職員厚生会規則(昭和42年北九州市規則第76号)の一部 を次のように改正する。

第3条第2号中「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例(平成28年北九州市条例第57号)第2条第1号」を「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成28年北九州市条例第60号)第1条」に、「及び臨時的任用職員」を「、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の3第1項その他の法令の規定により臨時的に任用された職員」に改める。

(北九州市職員被服貸与規則の一部改正)

第8条 北九州市職員被服貸与規則(昭和44年北九州市規則第17号)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 北九州市の職員の職務の執行上必要な被服の貸与については、別に 定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(北九州市職員見舞金支給規則の一部改正)

第9条 北九州市職員見舞金支給規則(昭和48年北九州市規則第58号)の 一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(定義)

- 第2条 この規則において「職員」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定 する特別職に属する地方公務員で常勤のもの
 - (2) 地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する職員で次に 掲げる者以外のもの
 - ア 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(ウに掲げる者を除く。)
 - イ 地方公務員法第22条の3第1項その他の法令の規定により臨時的 に任用された職員(ウに掲げる者を除く。)
 - ウ 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項に規 定する企業職員

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和2年6月1日に在職する職員に対して支給する期末手当の算定に係る 北九州市職員の給与に関する条例(昭和38年北九州市条例第24号)第2 4条第2項の在職期間には、第3条の規定による改正前の北九州市職員の期 末手当及び勤勉手当に関する規則(次項において「改正前の期末勤勉規則」 という。)第7条第3項の常勤の職員と同様であるものであった期間(市長 が定める期間を除く。)を算入するものとする。
- 3 令和2年6月1日に在職する職員に対して支給する勤勉手当の算定に係る 北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第13条第1項の勤務期 間には、改正前の期末勤勉規則第7条第3項の常勤の職員と同様であるもの であった期間(市長が定める期間を除く。)を算入するものとする。
- 4 前2項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、市長が別に定める。

北九州市芸術文化施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する

令和2年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第24号

北九州市芸術文化施設条例施行規則の一部を改正する規則 北九州市芸術文化施設条例施行規則(平成15年北九州市規則第83号)の 一部を次のように改正する。

別表第2の音楽堂の器具使用料の項中

				•
		音響器具用	1本につき1時間又はその端数ごとに30円	を
		スタンド		<u>.</u>
Γ				
		音響器具用	1本につき1時間又はその端数ごとに30円	
		スタンド		
	映	特殊プロジ	1台につき1時間又はその端数ごとに1,500円	に
	写	エクター		
	機			

改め、同表の音楽堂の器具使用料の舞台器具の項中

Γ			
	日舞用そで	1式につき1時間又はその端数ごとに390円	を
Г			
'	日舞用そで	1式につき1時間又はその端数ごとに390円	に、
	映写幕	1枚につき1時間又はその端数ごとに220円	(C,
Γ]
	小	1個につき1時間又はその端数ごとに10円	を
Γ			
	小	1個につき1時間又はその端数ごとに10円	lT
	演台	1式につき1時間又はその端数ごとに70円	(_
			_

改める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

北九州市事務分掌規則及び北九州市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第25号

画課

北九州市事務分掌規則及び北九州市事業所事務分掌規則の一部を 改正する規則

(北九州市事務分掌規則の一部改正)

第1条 北九州市事務分掌規則 (昭和43年北九州市規則第75号) の一部を 次のように改正する。

第1条総務局人事部人事課の項中「人材育成係」を削り、「組織管理係」 「組織管理係 「収税課 「収税企 を 人材開発係」 に改め、同条財政局税務部の項中 企画係」 収税

に改め、同条保健福祉局総務部難病相談支援センターの項中「認定 企画係」

審査係」を「企画調整係」に改め、同条保健福祉局障害福祉部障害者支援課 「障害福祉施設係 「地域生活支援係

の項中 障害者事業支援係 を 障害福祉施設係 に改め、同条保健福 地域生活支援係 」 障害福祉サービス係」

「企画係」「健康づくり推進係 祖局健康医療部健康推進課の項中 国保健診係」を使診係」に 改め、同条環境局の項中「環境国際経済部」を「環境経済部」に改め、同条 環境局環境国際経済部環境国際戦略課の項を削り、同条環境局環境国際経済 部の項の次に次のように加える。

環境国際部

環境国際戦略課

企画調整係

事業化支援係

国際連携推進係

「生産性改革推進課 第1条産業経済局雇用・生産性改革推進部の項中 「スタートアップ推進課 「スタートアップ推進課

を スタートアップ推進係」 に改め、同条産業経済局地域・観 光産業振興部観光課観光資源磨き上げ係の項を削り、同条産業経済局地域・ 「企画調整係

観光産業振興部門司港レトロ課の項中「振興係」をに改め、

同条産業経済局地域・観光産業振興部MICE推進課の項中「都心集客係」 「MICE推進係

を都心集客係」に改め、同条建設局河川部神嶽川旦過地区整備室の項

「換地係 中「換地係」を 施設整備係」 に改め、同条建築都市局都市再生推進部都市

「企画第一係 「企画係 再生企画課の項中 を 拠点開発係」 に改め、同条建築都市局

お市再生推進部まちなか再生支援課の項中 事業第一係 「まちなか再生 事業第二係」 「まちなか再生 事業第二係」 「まちなか再生

に改め、同条建築都市局建築部施設保全課の項中「保全指導係」を「保全指導・調整係」に改め、同条港湾空港局港湾整備部の項中「整備保全課」を「整備課」に改める。

第3条技術監理局技術部検査課検査管理係の項中第4号を削り、第5号を 第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条企画調整局都 市マネジメント政策部都市マネジメント政策課都市マネジメント政策係の項 第6号を削り、同条企画調整局国際部アジア交流課交流第一係の項第3号中 「その他東南アジア諸国」を削り、同項第5号中「及び上海事務所」を削り 、同項に次の1号を加える。

(6) 国際交流員の中国における業務の支援に関すること。

第3条企画調整局国際部アジア交流課交流第二係の項第3号中「カンボジア」を「東南アジア諸国(ベトナムを除く。)」に改め、同項第4号中「業務支援」を「韓国における業務の支援」に改め、同条総務局人事部人事課人材育成係の項を削り、同条総務局人事部人事課組織管理係の項第2号中「臨時的任用」の次に「及び会計年度任用等」を加え、同条総務局人事部人事課の項に次のように加える。

人材開発係

- (1) 職員の人材開発の調査及び企画に関すること。
- (2) 職員の能力の向上に関すること。
- (3) 職員の採用制度に関すること。
- (4) 職員の分限に関すること。
- (5) 職員の提案制度に関すること。
- (6) 公務災害補償等についての審査請求に関すること。

「収税課 「収税企画課

第3条財政局税務部の項中をといる。に改め、同条

企画係 収税企画係 |

保健福祉局総務部難病相談支援センターの項中「認定審査係」を「企画調整係」に改め、同条保健福祉局総務部難病相談支援センター認定審査係の項に次の1号を加える。

(5) 疾病対策に関すること。

第3条保健福祉局障害福祉部障害者支援課障害福祉施設係、障害者事業支援係及び地域生活支援係の項を次のように改める。

地域生活支援係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 障害者の在宅支援に関すること。
- (3) 地域生活支援事業(他係の所管に属するものを除く。) の実施に関すること。
- (4) 補装具及び日常生活用具に関すること。
- (5) 自立支援医療の支給等(子ども家庭局の所管に属するもの及び精神保健に関するものを除く。)に関すること。
- (6) 重度障害者医療費の支給事業の企画、啓発及び統計調査 に関すること。
- (7) 重度障害者医療費の受給資格者の資格に係る事務及び医療証に係る事務の調整に関すること。
- (8) 重度障害者医療費の支給に関連する返還金の請求事務に関すること。
- (9) 重度障害者医療費の保険医療機関、医療担当者等への支 給等に関すること。

障害福祉施設係

- (1) 障害福祉施設の整備及び運営に関すること。
- (2) 障害福祉システムに関すること。
- (3) 市立障害福祉施設(他課の所管に属するものを除く。) の指定管理に関すること。

障害福祉サービス係

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく介護給付及び訓練等給付に関すること。
- (2) 障害支援区分認定に関すること(総務部地域リハビリテーション推進課の所管に属するものを除く。)。
- (3) 障害児の支援に関すること(他係の所管に属するものを

除く。)。

第3条保健福祉局健康医療部健康推進課の項中「企画係」を「健康づくり推進係」に改め、同条保健福祉局健康医療部健康推進課企画係の項第2号中「健康増進事業」の次に「(各種検診を除く。)」を加え、同項第11号を削り、同条保健福祉局健康医療部健康推進課国保健診係の項を次のように改める。

健診係

- (1) 健康増進法の規定による各種検診に関すること。
- (2) 国民健康保険の特定健診及び特定保健指導に関すること

0

(3) 後期高齢者の保健指導に関すること。

第3条保健福祉局人権推進センター人権文化推進課企画調整係の項第1号中「課」を「センター、課」に改め、同条保健福祉局人権推進センター同和対策課管理係の項第1号中「センター、課」を「課」に改め、同条環境局の項中「環境国際経済部」を「環境経済部」に改め、同条環境局環境国際経済部環境国際経済部の項の次に次のように加える。

環境国際部

環境国際戦略課

企画調整係

事業化支援係

国際連携推進係

- (1) 課の庶務に関すること(企画調整係に限る。)。
- (2) アジア低炭素化センターの管理及び運営に関すること(企画調整係に限る。)。
- (3) 環境国際ビジネスの事業化に向けた支援に関すること(事業化支援係に限る。)。
- (4) 国際機関との連携に関すること (国際連携推進係に限る。)。
- (5) 環境国際協力の推進に関すること。
- (6) 環境国際ビジネスの推進に関すること。

第3条環境局循環社会推進部循環社会推進課資源化推進係の項に次の1号を加える。

(4) 事業系一般廃棄物の適正処理及び適正排出の啓発及び指導に関すること。

第3条環境局循環社会推進部業務課業務第一係の項第12号を削り、同条 「生産性改革推進課

産業経済局雇用・生産性改革推進部の項中生産性改革・設備導入推進係

「スタートアップ推進課 を スタートアップ推進係」 に改め、同条産業経済局雇用・生産性改革 推進部生産性改革推進課生産性改革・設備導入推進係の項中第2号を削り、 第3号を第2号とし、同項第4号中「スタートアップ創出支援」を「ベンチャー・スタートアップ創出支援」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5 号中「ベンチャー企業の創出」を「ベンチャー企業及びスタートアップ企業 の誘致」に改め、同号を同項第4号とし、同項に次の3号を加える。

- (5) 国際ビジネスの振興に関すること。
- (6) 貿易関連企業及び貿易関係団体の育成及び支援に関すること。
- (7) 貿易関連機関及び貿易関係団体との連絡調整に関すること。

第3条産業経済局雇用・生産性改革推進部中小企業振興課中小企業係の項 第7号を次のように改める。

(7) 中小企業の事業承継に関すること。

第3条産業経済局雇用・生産性改革推進部中小企業振興課中小企業係の項第8号及び第9号を削り、同条産業経済局地域・観光産業振興部観光課観光企画係の項に次の1号を加える。

(4) 観光施設(他課の所管に属するものを除く。)の整備及 び運営に関すること。

第3条産業経済局地域・観光産業振興部観光課観光資源磨き上げ係の項を 削り、同条産業経済局地域・観光産業振興部門司港レトロ課の項を次のよう に改める。

門司港レトロ課

企画調整係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 門司港レトロに係る関係機関等の窓口及び連絡調整に関すること。
- (3) 門司港レトロに係る観光施設の管理運営に関すること。 振興係
 - (1) 門司港レトロに係る観光振興に関すること。
 - (2) 門司港レトロに係る観光事業者、団体等の活性化に関す

ること。

第3条産業経済局地域・観光産業振興部MICE推進課の項を次のように 改める。

MICE推進課

MICE推進係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) MICE戦略に関すること。
- (3) 北九州観光コンベンション協会に関すること。

都心集客係

(1) イベント戦略に関すること。

第3条産業経済局農林水産部農林課管理係の項に次の2号を加える。

- (4) 地産地消の推進に関すること。
- (5) 農業金融の総括に関すること。

第3条産業経済局農林水産部農林課企画・生産振興係の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を削り、同条建設局河川部神嶽川旦過地区整備室の項に次のように加える。

施設整備係

(1) 神嶽川旦過地区の整備に係る施設計画、設計及び工事に 関すること。

第3条建築都市局計画部都市計画課計画調整係の項に次の1号を加える。

(11) 立地適正化計画に係る届出等に関すること。

第3条建築都市局計画部都市計画課土地利用係の項第6号を削り、同条建築都市局計画部都市計画課地区計画係の項第4号を削り、同条建築都市局計画部都市交通政策課企画調査係の項第3号中「総括」の次に「及び総合的な調整」を加え、同項第4号中「交通調査の総括」を「の総合交通調査」に改め、同項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条建築都市局計画部都市交通政策課公共交通係の項第6号中「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」を「公共交通に係る国の補助金」に改め、同条建築都市局計画部都市交通政策課交通計画係の項に次の1号を加える。

(6) 旧交通科学館の跡施設に関すること。

第3条建築都市局指導部建築指導課指導係の項第12号中「特定既存耐震不適格建築物」を「建築物」に改め、同条建築都市局指導部監察指導課建築法規係の項第2号中「及び」を「に係る」に改め、同条建築都市局指導部建築審査課審査係の項に次の1号を加える。

(11) 狭あい道路拡幅整備事業の推進に関すること(他局及

び他課の所管に属するものを除く。)。

第3条建築都市局都市再生推進部都市再生企画課事業調整係の項第5号を 削り、同条建築都市局都市再生推進部都市再生企画課の項中 企画第二係」 を「企画係」に改め、同条建築都市局都市再生推進部都市再生企画課の項に 次のように加える。

拠点開発係

(1) 街なか拠点のまちづくりに係る調査及び計画に関すること。

第3条建築都市局都市再生推進部まちなか再生支援課の項を次のように改める。

まちなか再生支援課

まちなか再生支援係

事業支援係

(1) 課の庶務に関すること(まちなか再生支援係に限る。)

0

- (2) 都市機能誘導区域内における民間開発の誘導に関すること。
- (3) 市街地再開発事業に関すること。
- (4) 優良建築物等整備事業に関すること。
- (5) 住宅市街地総合整備事業に関すること(まちなか再生支援係に限る。)。
- (6) 街なか拠点のまちづくりの支援及び実施に関すること(事業支援係に限る。)。

第3条建築都市局住宅部空き家活用推進室調整係の項第4号中「こと」の次に「(制度設計、予算、決算及び会計検査に係るものに限る。)」を加え、同条建築都市局住宅部空き家活用推進室ストック活用係の項第4号を削り、同条建築都市局建築部施設保全課の項中「保全指導係」を「保全指導・調整係」に改め、同条港湾空港局総務部総務課庶務係の項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 北九州港振興協会に関すること。

第3条港湾空港局総務部クルーズ・交流課交流・イベント係の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条港湾空港局港営部港営課港務係の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同項に次の1号を加える。

(10) 基幹統計その他港湾に関する各種統計に関すること。

第3条港湾空港局港営部港営課海務・情報係の項第8号を削り、同条港湾空港局港営部港営課指導調整係の項第2号中「の総括」を削り、同項第4号中「規制の総括」を「規制等」に改め、同条港湾空港局港営部港営課業務管理係の項中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号を第7号とし、同条港湾空港局港湾整備部の項中「整備保全課」を「整備課」に改める。

(北九州市事業所事務分掌規則の一部改正)

第2条 北九州市事業所事務分掌規則(昭和43年北九州市規則第77号)の 一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、漫画ミュージアム及び環境エレクトロニクス研究所」 を「及び漫画ミュージアム」に改める。

別表第1の産業経済局の項中

Γ					
•	地域・観 光産業振 興部	北九州市渡船事業所	北九州市戸畑 区北鳥旗町1 1番1号	第3類	所長
		北九州市環境エレクトロニクス研究所	北九州市若松 区ひびきの1 番8号	第2類	所長

 地域・観
 北九州市渡船
 北九州市戸畑
 第3類
 所長

 光産業振
 事業所
 区北鳥旗町1

 興部
 1番1号

改め、同表の戸畑区役所の保健福祉課の項中

Γ

北九州市立天 籟寺保育所	北九州市戸畑 区菅原一丁目 5番7号	第4類	所長
北九州市立西 戸畑保育所	北九州市戸畑 区南鳥旗町3	第 4 類	所長

を

を

番17号 北九州市立西 北九州市戸畑 第4類 所長 戸畑保育所 区南鳥旗町3 番17号

改める。

別表第2の子ども総合センター庶務係の項中第4号を削り、第5号を第4 号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同表の子ども総合セン 相談第一係

相談第二係 ター 相談第三係 相談第三係 相談第四係

第9号を第7号とし、第10号を第8号とし、同項の次に次のように加える。

家庭復帰支援係

- (1) 措置児童の指導に関すること。
- (2) 児童記録等の整理保管に関すること。
- (3) 児童福祉法等に基づく統計に関すること。

別表第2の環境エレクトロニクス研究所の項を削り、同表の折尾総合整備 事務所の項中「計画課」を「事業調整課」に改め、同表の折尾総合整備事務 所計画課管理係の項第2号を削り、同表の折尾総合整備事務所計画課事業調 整係の項に次の3号を加える。

- (2) 折尾地区総合整備事業に係る関係団体等との連絡調整に関すること。
- (3) 連続立体交差事業において九州旅客鉄道株式会社が施工する工事に伴う補償及び地元対応等に関すること。
- (4) 連続立体交差事業の整備に伴う認可申請及び調査等に関すること。

「区画整理事業課 「整備課別表第2の折尾総合整備事務所の項中 事業係 」 区画整理

に改め、同表の折尾総合整備事務所区画整理事業課の項に次のよう 事業係」 に加える。

工事係

- (1) 街路事業等の整備に伴う認可申請、調査及び設計並びに工事に関すること。
- (2) 土地区画整理事業及び連続立体交差事業の工事に係る調査、設計及び施工に関すること。

別表第2の折尾総合整備事務所工事課の項を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
 - (北九州市公印規則の一部改正)
- 2 北九州市公印規則(昭和38年北九州市規則第6号)の一部を次のように 改正する。

別表第1の専用市長印の折尾総合整備事務所専用北九州市長印の項中

改める。

(北九州市会計規則の一部改正)

3 北九州市会計規則(昭和39年北九州市規則第49号)の一部を次のよう に改正する。

別表第1の会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の項中

ı	収税課		収税課長		を
[収税企画	課	収税企画	課長) に、 」
	環境国際 経済部	温暖化対策課		温暖化対策課長	
	水玉 (月 口1)	地域エネルギー推進課		地域エネルギー	推進課長

を

		環境産業推進課	<u>Į</u>	環境産業推進課:	長	
		環境国際戦略課	Į.	環境国際戦略課:	Ę	
٢		温暖化対策課		温暖化対策課長		
	部	地域エネルギー	推進課	地域エネルギー	推進課長	17
		環境産業推進課	ļ	環境産業推進課:	Ę	に、
	環境国際 部	環境国際戦略課	<u> </u>	環境国際戦略課:	Ę	
Γ ₁			I		1	¹]
	生産性改造	革推進課	生産性改	(革推進課長	 を 	
٢	スタート	アップ推進課	スタート	アップ推進課長	に、	
Γ	消防団・	市民防災課	消防団・	市民防災課長	 を 	
٢	消防団課		消防団課	!長	ا ا	
	める。					
				:受けてつかさど に使用不能物品(
Γ	整備保全	課	整備保全	課長	を	

に

整備課長

整備課

改め、同表の若松区会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において 取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の項中

				11
西部市 税事務	若松税發	5 課	若松税務課長	
産業経済局	環レロス所	環境エレクトロ ニクス研究所事 務局	環境エレクトロニクス研 究所事務局長	·
西部市税事務	若松税務	· :課	若松税務課長	に
	税事務所業局。	税事務 所 産業経 環境 レロス研 所 西部 税事務	税事務 所 産業経 環境エ 環境エレクトロニクス研究所事ロニクス研究所事 所	税事務 所 環境エ レクトロニクス研究所事 コニクス研究所事 所 環境エレクトロニクス研究所事務局長 西部市 税事務 若松税務課 若松税務課長

改め、同表の八幡西区会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の項中

Γ.			
	計画課	計画課長	
	区画整理事業課	区画整理事業課長	を
	工事課	工事課長	

Γ			i
'	事業調整課	事業調整課長	17
	整備課	整備課長	()

改める。